

医療史第12回 国民皆保険への途

第12回

「日本医療史」(新村拓)も
参照ください

日本の社会保障の歴史(1)

- 戦前・戦中
 - ドイツの制度にならった社会保険制度
 - 1927年:健康保険法
 - 1938年:国民健康保険法(農村への救済策)
 - 1941年:労働者年金保険法(労働者対象)
 - 1944年:厚生年金保険法

日本の社会保障の歴史(2)

- 戦後の対策と日本国憲法
 - 生活援護施策:生活困窮者に対する劣悪な食糧事情や衛生環境に対応した栄養改善
 - 伝染病予防:コレラ等
 - 1946年:生活保護法:
 - 公的扶助制度:
 - 国家責任の原則、
 - 無差別平等の原則、
 - 最低生活保障の原則
 - 1947年:児童福祉法、
 - 1949年:身体障害者福祉法、

日本の社会保障の歴史(3)

- 日本国憲法第25条:生存権
 - 一、すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。
 - 二、国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

日本の社会保障の歴史(4)

- 1950年：社会保障制度審議会「社会保障制度に関する勧告」
- 『いわゆる社会保障制度とは、疾病、負傷、分娩、廃疾、死亡、老齡、失業、多子その他困窮の原因に対し、保険的方法または直接の公の負担において経済的保障の途を講じ、生活困窮に陥った者に対しては国家扶助によって最低限度の生活を保障するとともに、公衆衛生および社会福祉の向上を図り、もって、すべての国民が文化的社会の成員たるに値する生活を営むことができるようにすることをいう。』

日本の社会保障の歴史(5)

- 国民皆保険・皆年金
 - 1955年～大型景気、経済成長過程に入り、国民生活も向上していく。
 - 新しい国民健康保険法や国民年金法
 - 1961年4月：国民健康保険事業が全国の市町村で始められ、国民年金法が全面施行され、国民皆保険・皆年金が確立された。

日本の社会保障の歴史(6)

- 福祉元年(1973年)
 - 老人医療費無料制度の創設(70歳以上の高齢者の自己負担無料化)、
 - 健康保険の被扶養者の給付率の引き上げ、
 - 高額療養費制度の導入、
 - 年金の給付水準の大幅な引き上げ、物価スライド・賃金スライドの導入などが挙げられる。

日本の社会保障の歴史(7)

- 保障制度の見直し
 - 1973年秋: オイルショック、高度経済成長時代の終焉
 - 1982年: 老人保健制度
 - 患者本人の一部負担導入
 - 老人保健拠出金(全国民で公平に負担する)
 - 1984年: 高齢者の健康保険の本人負担1割
 - 退職者医療制度

自己負担率の変遷(昭和)

- 1963.10 国民健康保険の世帯主の自己負担割合 50%から30%へ
- 1968.10 国民健康保険の世帯主以外の自己負担割合 50%から30%へ
- 1973.1 老人医療費制度:無料化
- 1973.10 高額療養費制度創設・
健康保険被扶養者の自己負担割合 50%から30%へ
- 1980.3 健康保険被扶養者の入院にかかる自己負担割合 30%から20%へ
- 1983.2 老人健康保健制度
(一部負担外来400円/月・入院300円/日(2か月まで))に変更
- 1984.10 退職者医療制度創設・健康保険本人の自己負担 0%から10%へ
- 1987.1 老人健康保健一部負担変更
(一部負担外来800円/月・入院400円/日)

自己負担率の変遷(平成)

- 1994 食事療養費制度導入
- 1996.4 老人健康保健一部負担変更(一部負担外来1,020円/月・入院710円/日)
- 1996.10 食事療養費の標準負担額変更(760円/日)
- 1997.9 薬剤一部負担導入・老人健康保健一部負担変更(一部負担外来500円/日・入院1,000円/日)
- 1998.4 老人健康保健一部負担変更(一部負担外来500円/日・入院1,100円/日)
- 1999.4 老人健康保健一部負担変更(一部負担外来530円/日・入院1,200円/日)
- 1999.7 老人健康保健の薬剤一部負担金は不要に
- 2001.1 老人健康保健一部負担変更(10%負担・但し上限あり(入院外来とも)・食事療養費の標準負担額変更(780円/日)
- 2002.4 老人健康保健一部負担の上限額変更(10%負担・但し上限あり(入院外来とも))
- 2002.10 老人健康保健一部負担変更(完全10%負担・ただし入院は上限あり)
- 2003.4 薬剤一部負担廃止・健康保険の一部負担割合変更 一律30%に

自己負担率(H19厚生労働白書)

<http://wwwhokusyo.mhlw.go.jp/wpdocs/hpax200701/b0024.html>

・被用者保険本人

1977(昭和52): 初診時一部負担金200円→600円、
入院時一部負担金60円→200円

1980(昭和55): 初診時一部負担金600円→800円
入院時一部負担金200円→500円

1984(昭和59): 定額→1割

1997(平成9): 1割→2割

2002(平成14): 2割→3割

・被用者保険扶養家族

1973(昭和48): 外来3割、入院: 5割→3割

1980(昭和55): 入院3割→2割

2002年(平成14): 2割→3割

・国民健康保険

1968(昭和43): 3割

国民医療費

平成20年度

制度区分	推計額 (億円)	構成割合 (%)
国民医療費	348 084	100.0
医療保険	166 798	47.9
被用者保険	80 038	23.0
被保険者	39 636	11.4
被扶養者	35 964	10.3
国民健康保険	86 759	24.9
<u>後期高齢者医療給付分</u>	<u>104 273</u>	<u>30.0</u>
患者負担分	49 141	14.1